

京都市上下水道局告示第22号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号の規定に基づき商号の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年6月19日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市北区上賀茂朝露ヶ原町4番地の71

株式会社 池本設備

代表取締役 池本 寛之

2 変更事項

(商号の変更)

池本設備から株式会社池本設備に変更

(上下水道局下水道部管理課)